

令和4年度 福祉教育推進協力校支援事業 申請要領

「福祉教育推進協力校支援事業実施要綱」に基づき、令和4年度福祉教育推進協力校支援事業を実施し、協力校の指定を行い、助成金を交付いたします。

1 助成対象事業等

《福祉教育推進協力校支援事業実施要綱抜粋》

(協力校が実施する事業)

第3条 協力校の事業は、下記の各号に掲げる事業から選択して実施する。

- | | |
|-------------------------------------|--------|
| (1) 社協会長が別途定める社協が主催する福祉教育推進活動事業【必須】 | 【選択事業】 |
| (2) 赤い羽根募金への協力 | |
| (3) 運動会・文化祭等の学校行事への高齢者・障害者の招待 | |
| (4) 社会福祉施設訪問交流事業 | |
| (5) 児童・生徒会によるボランティア活動 | |
| (6) 福祉・ボランティアに関する講演会、映画会、展示会等の開催 | |
| (7) その他、本事業の目的達成のため必要と認められる活動 | |

※ 福祉教育活動推進事業のうち必須事業は

次のかつしかボランティア・地域貢献活動センター主催事業です。児童・生徒への周知、積極的な参加を促すなどの協力をしていただきます。

①福祉・ボランティア出前講座の開催 <全学校必須>

福祉やボランティア活動を身近に感じ、理解を深めるため、学校において福祉関係者やボランティアを講師とする出前講座を開催してください。

②中・高生のためのボランティアスクールへの参加協力 <中学校・高等学校必須>

福祉やボランティアについて学び、福祉施設でのボランティア活動を体験する事業に、生徒が積極的に参加できるように周知協力などをお願いします。

③小学生ボランティア活動体験への参加協力 <小学校必須>

小学生とその保護者を対象に、ボランティア活動への関心を高めるため、ボランティア活動体験を開催します。この事業の児童・保護者への周知協力をお願いします。

【選択事業】

1つ以上の事業を各学校で取り組んでいただきます。内容や方法については、ご相談に応じます。

【対象経費】

申請事業に関わる謝金（講師料等）、旅費・交通費、消耗品費（その事業に使用した資料印刷用紙や文具類等）、その他（教材・教具費、ボランティア保険料等）となります。デジタルカメラ等の備品となるものは対象となりません。但し、事業実施のため必要と認められる場合は対象となりますので、事前にご相談ください。

2 提出書類

- ① 令和4年度福祉教育推進協力校支援事業指定申請書 (別紙 様式1号)
- ② 添付書類
 - ・福祉教育推進協力校支援事業計画書予定表 (別紙 様式第1号ー1)
 - ・福祉教育推進協力校支援事業予算書 (別紙 様式第1号ー2)

3 申請期間

令和4年5月11日(水)から6月17日(金)まで

4 審査結果

指定決定通知書または指定却下通知書(様式2号)により6月下旬頃に通知いたします。審査結果に関する問い合わせには、応じることができません。

5 助成金の交付

決定後、請求に基づき助成金(1校あたり50,000円)を指定された銀行口座に7月中旬ごろまでに振り込みます。

※「福祉教育推進協力校支援事業実施要綱」第8条のとおり、事業の未実施や助成金を目的外に使用した場合は、当該助成金を返還していただくことになります。

6 事業報告

事業終了後、令和5年4月7日(金)(※返還金がある場合は3月10日(金))までに事業完了報告書及び決算書(領収書添付)等を提出してください。

7 研修会の参加・パネルの作成など

- ① 8～9月下旬に開催予定の「福祉教育研修会」へ参加(※各学校教員1名は要参加)
- ② 11月14日(日)に開催予定の「かつしかボランティアまつり」などに展示するパネルの作成もお願いいたします。

8 その他

所定用紙以外での申請は受け付けることができません。申請書の記入については、記入例(別紙)を参考にしてください。また、控えとしてお手元に申請書のコピーを必ず保管しておいてください。

お問い合わせ かつしかボランティア・地域貢献活動センター
提出先 〒124-0006 葛飾区堀切3-34-1 ウェルピアかつしか1階
電話：5698-2511 (担当：亀川)